

《⑨専門相談》

★サービスの内容等が変更になる場合があります。 ●・・・必ず手帳が必要なサービスです。
 ■・・・必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
訪問指導	<p>関係機関との連携をもとに、保健師、作業療法士等が対象者の家庭を訪問し、必要な指導を行い、健康の保持増進と社会復帰を図ることを目的としています。</p> <p>支援の内容は次のとおりです。 ○家庭における療養、看護、機能訓練方法等に関する事 ○障がい者の虐待に関する事 ○社会復帰に関する事 ○疾病の予防に関する事 ○福祉用具に関する事 ○諸制度の活用方法などに関する事 ○その他（家族への支援・助言、関係機関への連絡等）</p>													
条件														
申請手続きに 必要なもの														
問い合わせ先		障がい福祉課												
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
難病医療相談	<p>専門医師やリハビリスタッフ、保健師等が療養生活について専門的な相談に応じます。相談会開催の日程等については、「広報させぼ」に掲載します。</p>													
条件	指定難病患者及びその家族など													
申請手続きに 必要なもの	詳しくはお尋ねください。													
問い合わせ先		障がい福祉課												

《⑩精神保健》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
精神科医師による相談	<p>〔手帳を持っている方は対象ではありません。〕</p> <p>サービス内容 精神保健全般に関するご家族の相談に精神科医師が応じます。 ○相談日…月に1回 ○申し込み…予約制</p> <p>条件 精神保健に関することでお困りの方やその家族 ※精神科受診の方、一度診断名がついた方は除きます。</p> <p>申請手続きに必要なもの 詳しくはお尋ねください。</p> <p>問い合わせ先 障がい福祉課</p>													
障がい者虐待相談	<p>〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕</p> <p>サービス内容 障がい者虐待や障がい者虐待防止に関する相談に応じます。</p> <p>条件</p> <p>申請手続きに必要なもの 詳しくはお尋ねください。</p> <p>問い合わせ先 障がい福祉課</p>													

《⑩精神保健》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
保健所 デイケア															
サービス内容	精神障がい及び発達障がいがある方の社会生活への適応援助の場として、自立と社会参加を目的に地域で活動を行っています。 ○実施場所：中央保健福祉センター(発達障がい) 宇久(精神障がい等)														
条件	○精神科通院療養中で、症状が安定している在宅の精神障がい等がある方 ○発達障がいと診断され、主治医がデイケア参加を有効と認める方														
申請手続きに必要なもの	○保健所デイケア申込書 ○診療情報提供書 ○印鑑 ※詳しくはお尋ねください。														
問い合わせ先	障がい福祉課														
区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
精神障がい者 家族教室															
サービス内容	精神障がい者を抱えるご家族に対して、医師や作業療法士、精神保健福祉士等の専門家から病気に対する正しい知識や対応についての話を聞き、同じ悩みをもった家族同士で話し合いや交流を深めるための教室です。														
条件	統合失調症等の診断名のついた精神障がい者を抱えるご家族														
申請手続きに必要なもの	詳しくはお尋ねください。														
問い合わせ先	障がい福祉課														

《⑩精神保健》

● …必ず手帳が必要なサービスです。

■ …必ずしも手帳が必要ではないサービスです。

★サービスの内容等が変更になる場合があります。

アルコール・ギャンブル等依存症者及び家族の相談	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
		〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕														
サービス内容	アルコール・ギャンブル等依存症がある当事者及び家族の方の相談を受けています。															
条件	アルコール・ギャンブル等依存症にお悩みの方や、その家族															
申請手続きに 必要なもの	詳しくはお尋ねください。															
問い合わせ先		障がい福祉課														
精神科デイケア	区分	身障手帳						療育手帳				精神手帳			難病等	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
		〔手帳を持っていない方でも対象になる事があります。〕														
サービス内容	<p>精神科治療の一つとして、医療機関等で行われています。</p> <p>例えば「対人関係を改善したい」「日常生活の習慣を立て直したい」といった目標をもった人達が、楽しみながら治療訓練を受ける所です。</p> <p>人との付き合い方や生活のリズムを取り戻す為のプログラムが準備されています。</p>															
条件	本人が希望し、主治医が精神科デイケア利用を必要と認めた方															
申請手続きに 必要なもの	主治医と相談のうえ、精神科デイケア実施医療機関へお申し込みください。															
問い合わせ先		障がい福祉課														